

個と地域の一体的支援

テキスト／第4章第4節（pp. 176-183）

大阪市立大学大学院生活科学研究科

教授 岩間伸之

●ポイント

- ・地域を基盤とした相談支援の意義と背景を学ぶ
- ・個と地域の一体的支援のメカニズムを学ぶ

1. 地域を基盤とした相談支援

1) 地域を基盤とした相談支援への転換

2) 「総合相談」をめぐる動向と背景

3) 地域を基盤とした相談支援の理念

4) 個と地域の一体的支援

5) 個別支援から地域支援、そして地域づくりの推進へ

2. 予防的支援の展開

1) 地域を基盤とした相談支援と予防的支援

2) 予防的支援のための取組み

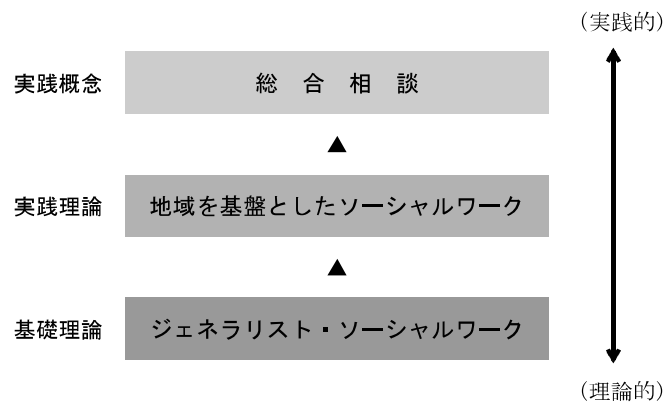


図 地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる3つの概念

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能―個と地域の一体的支援の展開に向けて―」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 7。

表 地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

機 能		概 要
1	広範なニーズへの対応	「制度の狭間」の解消を視野に入れた従来の制度的枠組みに依拠しない援助対象。地域生活上の「生活のしづらさ」という広範なニーズへの対応。アウトリーチ及び先駆的・開発的機能の重視。
2	本人の解決能力の向上	個人、家族、地域住民等の当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組み。地域における生活主体者としての視座の尊重。主体性の喚起によるエンパワメントの促進。
3	連携と協働	地域における多様な担い手や複数の機関との連携と協働。ネットワークの活用による課題解決アプローチ。本人を中心においたオーダーメイドの支援システムの形成。
4	個と地域の一体的支援	個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助の一体的推進。個別支援から地域支援への連続性のある展開。「一つの事例が地域を変える」という積極的展開。
5	予防的支援	事後対応型から事前対応型への転換。地域住民との協働による早期発見、早期対応、見守りの推進。広範なアウトリーチの展開。地域における予防的プログラムの開発及び導入。
6	支援困難事例への対応	多様化、深刻化、潜在化の様相を呈する支援困難事例への適切な対応。専門職による根拠に基づくアプローチ。地域における多様な担い手によるケースカンファレンスの活用。
7	権利擁護活動	最低限度の生活の維持及び権利侵害状態からの脱却。さらに、本人の自己実現に向けたエンパワメントの促進、予防的観点からの権利擁護、権利侵害を生む環境の変革を包含。地域における多様な担い手の参画。
8	ソーシャルアクション	個別支援の蓄積から当事者の声を代弁し、その声を束ねながら社会の側の変革を志向。広範な個別ニーズの把握、地域住民の気づきの促進、分かち合いの促進、共有の拡大と検証という展開を重視。

出所：岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能―個と地域の一体的支援の展開に向けて―」『ソーシャルワーク研究』37-1, 相川書房, 2011年, p. 11。（一部改変）

■「地域を基盤としたソーシャルワーク」の概要

①「地域を基盤としたソーシャルワーク」の定義

地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。（岩間伸之）

②地域を基盤としたソーシャルワークの理念

1. 個々の状況に合わせた援助システムの構築
2. 地域住民等のインフォーマルサポートの積極的参画

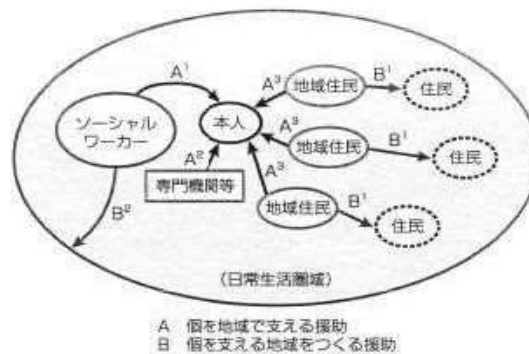
③地域を基盤としたソーシャルワークの4つの特質

1. 本人の生活の場で展開する援助
2. 援助対象の拡大
3. 予防的かつ積極的アプローチ
4. ネットワークによる連携と協働

④地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

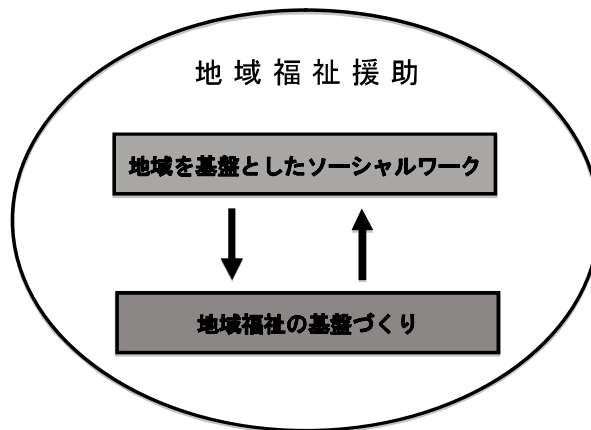
1. 広範なニーズへの対応
2. 本人の解決能力の向上
3. 連携と協働
4. 個と地域の一体的支援
5. 予防的支援
6. 支援困難事例への対応
7. 権利擁護活動
8. ソーシャルアクション

■個と地域の一体的支援



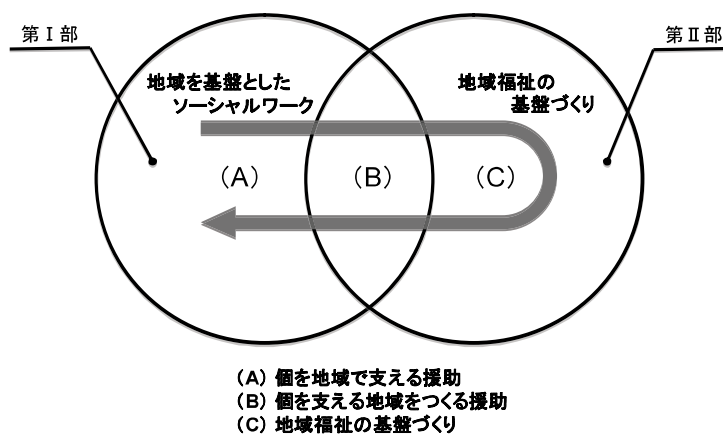
出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年

■「地域福祉援助」の概念



出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年（近刊）

■「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」の位置



出所：岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012年



岩間伸之・原田正樹 著

地域福祉援助をつかむ

有斐閣

2012年10月刊行

〈目次〉

unit 0 「地域福祉援助」とは何か

ー「地域を基盤としたソーシャルワーク」と「地域福祉の基盤づくり」の展開ー

第Ⅰ部 「個を地域で支える援助」と「個を支える地域をつくる援助」

unit 1 地域を基盤としたソーシャルワークの基本的性格

unit 2 地域で展開する「総合相談」

unit 3 個と地域の一体的支援

unit 4 地域における個別支援の基本的視座

unit 5 援助関係と自己決定を支える援助

unit 6 家族支援の基本的視点

unit 7 ネットワークの活用と連携・協働による援助

unit 8 グループを活用した援助

unit 9 福祉サービスの活用の視点

unit 10 支援困難事例への専門的援助

unit 11 地域を基盤とした権利擁護の推進

unit 12 予防的支援とインフォーマルサポート

unit 13 地域を基盤としたソーシャルワークにおける評価の視点

第Ⅱ部 地域福祉の基盤づくり

unit 14 地域福祉の基盤づくりの視点

unit 15 社会福祉基礎構造改革と地域福祉

unit 16 地域福祉の発展過程

unit 17 地域福祉の基盤づくりの理論

unit 18 地域住民の参加と協働

unit 19 参加と協働を促す援助技術

unit 20 地域福祉の推進と地域住民の主体形成

unit 21 地域を基盤とした福祉教育の展開

unit 22 地域福祉援助を担う団体・人材と財源

unit 23 ボランティア・NPOと地域福祉

unit 24 地域福祉計画と地域包括ケアシステム

unit 25 地域福祉援助のプログラム

unit 26 地域福祉援助のネットワーク

地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能

—個と地域の一体的支援の展開に向けて—

岩間 伸之

地域、総合相談、ジェネラリスト・ソーシャルワーク

1. はじめに

ソーシャルワークは、変わりゆく社会生活上のニーズに対応することが絶えず求められてきた。そのニーズは、その時代の社会状況や人々の価値観の変化から強く影響を受けることとなるが、ソーシャルワークがその時代に存立するためには、そこで有効に機能し、社会における存在価値を見出すことが不可欠となる。

わが国のソーシャルワーク実践は大きな転換期を迎えている。それは、「課題別対応による実践」から「地域割による実践」への移行であり、「点（個）」への援助から「点を含めた面（地域）」への援助への転換と説明できる。その特質は、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助という2つのアプローチを一体的に推進する点にある。

本稿では、地域を基盤としたソーシャルワーク（community based social work）の特質と機能について俯瞰的に論ずることをよって、その全体像と本質を明確にすることを目的とする。まず、地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる動向および背景について整理したうえで、総合相談およびジェネラリスト・ソーシャルワークとの概念整理と定義づけを試みることによって、その全体像を構造的に把握する枠組みを提供する。それをふまえ、地域を基盤

いわま のぶゆき：本誌編集委員

(4)

たことも総合相談の普及を広く推し進めることになった。つまり、必置によって、ソーシャルワーク業務およびその専門性の明確化が否応なしに求められ、利権となり、そこで明示された総合相談および権利擁護がソーシャルワークの専門性を発揮できる業務として広く周知されるようになった。

そして、この必置は、社会福祉士及び介護福祉士の法の改正を後押しする要因の一つとなった。その法改正に基づいて厚生労働省によって示された「新たな教育カリキュラムの全体像」において、その科目群の一つに「総合的かつ包括的な相談援助」が位置づけられたことに注視すべきである。科目名として使われている「相談援助」とは、狭義の相談面接のことではなく、「総合的かつ包括的な相談援助」のことを意味している。まさに、地域を基盤としたソーシャルワークに基づく「総合相談」の担い手として、社会福祉士が期待されている³⁾。

地域包括支援センターの動向と接点をもちながら、全国各地で「コミュニティソーシャルワーカー」の配置に向けた取り組みが進んでいる⁴⁾。社会福祉法に示された市町村地域福祉計画の策定を背景としながら、日常生活圏域における住民が主体となった地域福祉のあり方に目が向けられるようになっている。こうした流れを受けて、地域福祉計画にコミュニティソーシャルワーカーの配置を盛り込んだり、独自事業としてコミュニティソーシャルワーカーを配置する自治体もみられる⁵⁾。

また、社会福祉協議会における事業展開においても、地域における総合相談やコミュニティソーシャルワーカーの配置は、地域福祉の推進に向けたきわめて重要な手段として位置づけられるようになってきている。全国社会福祉協議会では、地域包括支援センターの動きを視野に入れつつ、市町村社協における「地域総合相談・生活支援システム」の構築を提唱してきた⁶⁾。その後、市町村社協においても、コミュニティソーシャルワーカーの配置が積極的に推進されつつある⁷⁾。

さらに、地域を基盤としたソーシャルワークおよび総合相談は、「地域包括ケア」をめぐる潮流とも関連する。高齢者福祉を中心に、地域における医療・介護・福祉の一体的提供、いわゆる「地域包括ケア」の実現を目指す方向性が強く打ち出されるようにな

地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能 5

っている。2008年6月に社会保険国民会議第2分科会（サービス保障（医療・介護・福祉））において示された「中間とりまとめ」にもそうした傾向が包摂く打ち出されている。そこでは、住み慣れた地域で生活し続けるためのサービスを切れ目なく継続的に提供するために、日常生活圏域において包括的・継続的に提供できるような地域での体制が重視され、ワンストップの総合相談体制の整備、さらにはボランティアや互助組織等の地域におけるインフォーマルな共助を包含した地域ぐるみの取り組みの必要性が強調されている。

そして、介護保険法の改正を視野に入れつつ、地域包括ケアシステムのあり方についての議論がなされるようになっている。2010年の年末に厚生労働省から示された介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）のポイントとして、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現があげられている。また、2011年3月に公表された「地域包括ケア研究会」の最終報告書⁸⁾においては、「地域包括ケアシステム」について、前年度の報告を引き継いで「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」のこととされ、この「日常生活圏域」について中学校区を基本とする「おおむね30分以内に必要なサービスが提供される圏域」とされ、たことは、エリアごとの総合相談のあり方を検討する際の示唆となるものである。

その他の領域においても、一定エリアを単位とした相談支援体制が強調されるようになっていて、障害者領域では、地域移行が大きなテーマとして推進され、地域での市町村レベルでの受け皿づくりが急務の課題となっている。障害者自立支援法において、地域生活支援事業のなかに相談支援事業が位置づけられ、地域を基盤とした新たな相談支援体制の整備が進んでいる。子ども家庭福祉領域においても、児童福祉法の改正により、子どもに関する相談は、まず市町村の窓口で受けることが求められるようになり、また虐待を受けた児童などに対する市町村の体

(5)

制強化を固めるために、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置が進められるようになっている。これら一連の動向は、より小さな地域レベルにおいて住民を巻き込んだ形で支援体制を強化しようというものである。

2) 「共助」と市民・住民の参画をめぐる動向

地域を基盤としたソーシャルワークの台頭は、総合相談の動向に加えて、社会福祉における市民・住民の「参加」および「参画」と深くつながっている。2008年3月に出された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」⁹⁾では、住民と行政との協働によって地域における「共助」を確立することとを強調している。そこでは、住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働する主体的に参画する住民の姿が描かれている。

また、社会福祉の領域において、「自助・共助・公助」のなかでの「共助」の位置づけが強調されるようになり¹⁰⁾、さらには、それを「共助」と「互助」に切り分けて説明されるようにもなっている¹¹⁾。自助と公助のはざまという位置において、多様な「助け合い」の重要性が前面に押し出されるようになってきている。さらには、「新たな公共」といったフレーズを用いて、住民の地域活動への参加を促す「官」の役割を明確にする論調も顕著になりつつある¹²⁾。

こうした「共助」や「新たな公共」が強調される背景には、どのような要因があるのだろうか。その主要因として、高齢化率の上昇と誰もが老いるというこの厳然たる現実が挙げられる。高齢化は、社会福祉の対象を特定の課題やニーズのある人への対応から国民全体への対応という普遍化をもたらした。この普遍化は、同時に社会福祉の対象だけでなく、その担い手の広がりも意味するものでなければならなかったはずである。広範に普遍化された対象を専門職のみでまかなえるわけではない。つまり、介護保険制度ですべての介護を要する高齢者の生活を支えることなどできないということである。もちろん、この背景には、これまで暗黙の前提として地域生活を支えてきた地縁と血縁の希薄化が根深く横たわっている。

少子高齢化を背景とした社会福祉基礎構造改革が

(6)

与えたインパクトは、功罪含め多岐にわたるだろうが、福祉の主体を行政の間から住民の側に軸足を移すきっかけを提供したことは、そのインパクトの一つである。いうなれば、「福祉の主体」というボールが行政から住民の側に投げ返された。ボールを受け取った住民自らが、本来の意味での「住民主体の福祉」を創造できるかが問われることになった。市民や住民が主体的に参画していく福祉の直接的な萌芽はこのあたりにある。

潮目は確実に動いている。こうした共助を軸とした地域福祉への強力な推進は、「参画型社会福祉」ともいうべき、もっと積極的な社会的支え合いの発露という新たな意味合いを含みつつあるように見える。それは保険料の支払い等による金銭的な意味でコミットするというレベルではなく、また専門職に委ねるという依存的なものでもなく、市民や当事者の積極的な参画によって形成される新たな社会福祉の創造である¹³⁾。たとえば、市民後見人の台頭はその象徴といえよう¹⁴⁾。

3. 地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる概念整理と定義

地域を基盤としたソーシャルワークは、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進し、その延長線上に地域福祉の進展を位置づける点に特徴がある。その地域を基盤としたソーシャルワークの定義を示すための事前作業として、地域を基盤としたソーシャルワークの構造にかかる概念について整理しておく。その概念とは、「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」「地域を基盤としたソーシャルワーク」「総合相談」の3つである。図1の「地域を基盤としたソーシャルワーク」をめぐる3つの概念では、これらの概念を三層構造として示した。

本図の右端の矢印は、上部に向かうほど「実践的」、下部に向かうほど「理論的」であることを意味している。つまり、上段の「総合相談」は「地域を基盤としたソーシャルワーク」を実践に向けて具体化した概念であり、下段の「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」は「地域を基盤としたソーシャルワーク」の理論的根拠となる概念であることを示唆している。

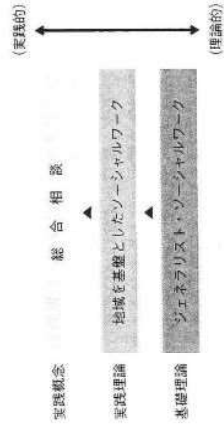


図1 地域を基盤としたソーシャルワークをめぐる3つの概念

る。その位置づけから、基礎理論である「ジェネラリスト・ソーシャルワーク」から、実践理論である「地域を基盤としたソーシャルワーク」。そして実践概念である「総合相談」へと三層にわたって一体的に影響を与える構造であることを概念的に示した。したがって、地域を基盤としたソーシャルワークの全体像を把握するためには、基礎理論としてのジェネラリスト・ソーシャルワークがもつ特質や実践概念としての総合相談がもつ機能について構造的に理解することが求められる。

以上の内容をふまえて、地域を基盤としたソーシャルワークを次のように定義しておきたい。

地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論とし、地域で展開する総合相談を実践概念とする、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。

以下、地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能を明確にするために、まず2つの理念を確認しよう。4つの特質と8つの機能について明らかにする。

4. 地域を基盤としたソーシャルワークの2つの理念

ソーシャルワーク理論には、ソーシャルワーク固有の内在的かつ本質的な価値や理念に根ざし、それを実践に向けて形にする過程を描写することが求め

られる。地域を基盤としたソーシャルワークを理解するためには、その内包する理念について押さえておくことが不可欠となる。これらの理念は、定義で示した、個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを前提としてもたらされるものである。

以下、地域を基盤としたソーシャルワークの2つの理念について要約的に整理しておく。

第1の理念は、クライエントを援助の中心に置き、その個々の状況に合わせた援助システムによって援助を展開することである。いわば、一人ひとりの状況に合わせたオーダーメイドの援助を志向するということである。換言すれば、既存のサービスや制度にクライエントが合わせるのではなく、クライエントにサービスや制度が合わせていくということである。これは、問題解決の主体はクライエント自身であるというソーシャルワークの価値と通底する考え方に立脚するものであり、また細分化された課題に対して個別に働きかけるのではなく、生活上の多様な複数のニーズに対して一体的に変化を促すというソーシャルワークの基本的視点に基づくものである。

第2の理念は、クライエントを中心に据えた援助システムに地域住民等のインフォーマルサポートが積極的に参画することである。地域を基盤として実践するということは、地域の専門職のみならず、地域の力、つまり近隣住民やボランティア、NPO等によるサポートを活用するという視点が重要となる。それが、個を地域で支える援助のみならず、個を支える地域をつくる援助への展開、さらには地域福祉の推進へと展開することを可能にする。これは、市民・住民が積極的に公共施設に参画していくという近年の社会的動向を追い風とした理念といえる。

5. 地域を基盤としたソーシャルワークの4つの特質

地域を基盤としたソーシャルワークの2つの理念は、個人を中核において地域で展開することによって、次の4つの特質として反映される。

(7)

1) 本人の生活の場で展開する援助

地域を基盤としたソーシャルワークは、クライエント本人が生活する場を拠点として、クライエントと彼らを取り巻く環境を対象として一体的に援助を展開するところに大きな特徴がある。

従来のソーシャルワーク実践においては、クライエントが生活圏域を離れ、専門分化された相談機関に赴き、そこで特定の課題について必要な援助を受けるという形が多かった。そこでの相談機関は特定の専門機能を有しており、その機能をクライエントが選択して活用することになる。そのため、援助は必然的に機関の機能に合致する特定の課題や問題に焦点を当てることになる。この発想は、細分化された機関の機能にクライエントが自分の抱える問題を合わせるといえるものである。

一方、地域を基盤としたソーシャルワーク、そしてそれに基づいた総合相談とは、クライエントを起点として援助を展開することである。本人の生活の場で展開する援助がもつ特質について、次の3点から明らかにしておく。

第1には、クライエントの「問題」ではなく「生活全体」に焦点を当てた援助が可能になるということである。クライエントを生活圏域から切り離して援助の対象とするという従前のバターンでは、環境や地域との相互作用関係を排除して特定の課題のみを取り上げることになる。しかし、本人の生活の場で援助を展開することによって、地域での生活に目を向けることになる。つまり、クライエントが生活する地域がソーシャルワーク実践の場となるということである。

第2には、環境と本人との一体的支援を可能にすることによって、システムとしての全体的変化を促すことになる。それは、当事者本人だけの変化を促そうとするのではなく、同時に本人と環境（地域）との相互作用を促進することによって、環境側の変化をもたらし、つまり、新しいシステムを形成するというソーシャルワークにおける重要な考え方を実践に移す機会を提供することになる。ソーシャルワークにおける問題解決とは、本人と環境との良好な適応状態を形成することである。

第3には、本人の生活の場で援助を展開することによって、クライエントシステムに長期的な働きかけ

ができることである。ここでの「長期的」とは、本人の各ライフステージにわたって継続的に支援できる環境をもたらしことを意味する。

2) 援助対象の拡大

本人の生活の場で援助を展開するということは、援助対象の拡大という重要な特質を導くこととなる。クライエントの生活を中心に据えることによつて、問題を分別して対応するのではなく、地域生活上でクライエントが認識するさまざまな「生活のしづらさ」に焦点を当てることができる。

地域生活上の「生活のしづらさ」はきわめて多様である。必ずしも、高齢、障害、母子といった社会福祉六法等の法律上の枠組みに依拠した形で問題が発生するわけではない。社会構造の変化にともなつて、問題は広範化し、現行の法律でカバーできる範囲を超えているものも多い。また、課題は複合的であることが多く、特定の課題や原因が単一で存在するわけではない。

「総合相談」とは、そうした問題の多様性に 대응することができるよう守備範囲を広げていくことでもある。社会構造の変化にもなつて社会問題は変化する。ソーシャルワークの使命とは、対象として認識されている問題だけでなく、既存の法律の枠組みでは対応できなかった新しい問題にも対応していくことである。加えて、援助する側からみれば問題の深刻さや多様さという側面ではなく、クライエント本人が感じている生活課題にアプローチすることが求められる。

3) 予防的かつ積極的アプローチ

従来のソーシャルワーク実践、とりわけ制度を活用した援助は、本人や周囲からの訴えを受けて援助者が動き出すという傾向が強かった。その場合、深刻な状態に陥ってから問題が把握されることも少なくなく、どうしても対応が後手にまわることになる。その場合、本人のダメージは大きく、また援助の運ぶ状態も狭まって保護的な援助にならざるを得なくなる。

地域を基盤としたソーシャルワークに基づく総合相談においては、予防的な働きかけ、つまり問題が深刻になる前に対応することも特質とする。これに

より、援助の選択的広がりが、クライエント側に立って有意義な援助の可能性が広がることになる。予防的機能は、ソーシャルワークの機能として従来のからきわめて重要なものではなかったが、ソーシャルワークが総合相談の担い手として、日常生活圏域を拠点としながら、地域住民との協働によって発見・見守り機能を実行することが求められる。

予防的アプローチに関連して、ソーシャルワークによる積極的な働きかけも重視される。このアプローチは、サービスを拒否したり援助を受けることに前向きでない人やニーズ・課題があることに気づいていない人たちにに対して積極的に働きかけていくことである。従来、アグレッシブ・ケースワーク（aggressive casework）やアウトリーチ（outreach）と呼ばれていた手法であるが、地域を基盤としたソーシャルワークにおいては、ワーカークが常時、ニーズに目を向け、積極的に働きかけていくことが求められる。それは、ソーシャルワーカーがクライエントの生活の場である地域の側にいることによつてもらされる機能といえる。

4) ネットワークによる連携と協働

地域を基盤としたソーシャルワークにおいては、複数の援助機関、複数の専門職、さらには地域住民等がネットワークやチームを形成し、連携と協働によつて援助を提供することその特質として指摘できる。ソーシャルワーク実践においては、「ネットワーク」の活用が重要である一方で、その概念はきわめて抽象的で実体概念として把握することは容易ではない。ここでは、「ソーシャルワークにおけるネットワークとは、関係者のつながりによる連携・協働・参画・連帯のための状態及び機能のことである」¹⁰⁾と定義しておく。

地域での生活課題は複合化している。たとえば、介護が必要な高齢者世帯であっても、そこには単純な介護問題だけでなく、他の疾病、多重債務、障害のあるわが子の将来、地域住民とのトラブルなど、さまざまな課題が重なっていることも少なくない。そうした場合、特定の機関の特定の援助者による支援だけで対処できる範囲を超えることになる。

ネットワークによる連携と協働は、総合相談の特

(8)

(9)

面的な機能である。これらがうまく機能することによって、地域の社会資源を最大限に活用でき、援助の幅と可能性を大きく広げることができる。ネットワークを組む援助システムには、いくつかの組み合わせがある。その類型は、①専門職だけで構成された援助システム、②地域住民やボランティアなどのインフォーマルサポートの担い手で構成された援助システム、③専門職とインフォーマルサポートの担い手の両方で構成された援助システム、に整理される。緊急性が高い場合や困難事例には専門職による援助システムのウエイトが高まり、発見や見守りの機能が必要な場合にはインフォーマルサポートの担い手による援助システムへのウエイトが高くなる。事例の動きに合わせて、フォーマル、インフォーマルの社会資源と協働して援助システムとして柔軟に対応していくことが求められる。一般に、クライエントのニーズは変わりやすいが、援助は固定化しやすい。それだけに、関係者によるケースカンファレンスなどによつて、関係機関・団体間同士の合意形成を図りながら、事例の動きに的確に対応できる体制づくりが不可欠となる。

6. 実践概念としての「総合相談」における「総合」の意味

地域を基盤としたソーシャルワークの実践概念である「総合相談」における「総合」とは何を意味するのか、地域を基盤としたソーシャルワークの特質をふまえ、「総合」の意味について次の5点から整理しておく。これらの内容は、地域を基盤としたソーシャルワークの特質を明らかにするためのアプローチにもなる。

第1の意味は、地域生活上の多様なニーズをもつクライエントを援助対象とする点にある。クライエントの生活の場で援助を展開することとは、その「生活のしづらさ」を対象とすることになる。つまり、高齢者、子ども、障害者といった対象別に専門機関が機能するのではなく、地域生活の福祉ニーズに広く対応するのが求められる。同時に、外国籍住民、多重債務者、ホームレスなど、従来から十分にアプローチできなかった対象への働きかけも含まれることになる。

第2の意味は、ニーズ発見から見守りまで、つまり予防的支援から継続的支援までを含めた総合的な支援という点にある。重篤な状態になってから専門的な援助を提供するのではなく、そのような状態になる前に積極的に働きかけていくことである。それによってクライエントのダメージを軽減でき、より早く健全な状態に戻ることができる。とりわけ、子どもや高齢者などへの虐待予防では、地域住民の参画を得ながら、子育て不安や介護負担をいち早く発見し、支援を提供することが重要となる。また、危険な状態を脱してから、地域住民が中心となった見守り活動が不可欠となる。

第3の意味は、特定のクライエントの各ライフステージに関わることができること、つまり一人のクライエントあるいは世帯の変化に長期的展望をもつて支援の手を差しのべることができる点にある。法律に基づいて提供されるこれまでの福祉援助は、年齢によって根拠法が異なり、援助の継続性が保たれないことが少なくなかった。この多様なライフステージにわたる長期的なアプローチが可能になるのは、ワーカーがクライエントの生活の場にいるからである。

第4の意味は、多様な担い手たちが相談活動に参加し、ネットワークや連携・協働によって総合的に働きかける点にある。ここでの担い手には、専門職や行政関係者だけでなく、地域住民やボランティア等も含まれる。地域の課題を地域で解決するという地域福祉の潮流を追い風として総合相談が重視されるようになったことと密接に関係している。

第5の「総合」の意味は、クライエントと地域との関係を重視し、総合的かつ一体的に変化を促す点にある。つまり、ソーシャルワークにおける問題解決とは、クライエントの変化だけを促すことではない。本人を取り巻く環境を一体的に視野に入れて変化を促すことに大きな特徴がある。この視点もまた、クライエントを地域から引き離して援助を提供するのではなく、クライエントが生きている場で援助を展開するからこそ可能になる特性といえる。

7. 地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

地域を基盤としたソーシャルワークの機能は、現時点で必ずしも確定されているわけではない。地域を基盤として援助を展開することによって、めざまれる4つの特質に加え、施策の動向と背景、その状況下で期待されるソーシャルワーカーの役割等をふまえて整理するならば、①広範なニーズへの対応、②本人の解決能力の向上、③連携と協働、④個と地域の一体的支援、⑤予防的支援、⑥支援困難事例への対応、⑦権利擁護活動、⑧ソーシャルアクション、の8つの機能を列挙することができる。表1では、これらの機能を要約を一覧にし、「地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能」として示した。

第1の機能は、「広範なニーズへの対応」である。特質の一つとして示した社会福祉六法等の従来の枠組みに拘泥することなく、援助対象を拡大することの意味する。生活上のニーズは法制度の枠内で生じるわけではない。それは、地域生活上の「生活のしづらさ」という視座から広範なニーズに対応することとが求められる。そのことは、必然的に先駆的かつ開発的なソーシャルワーク機能を発揮することにつながる。

第2の機能は、「本人の解決能力の向上」である。ソーシャルワークの価値に直接的に依拠するものがあり、個人、家族、地域住民等の当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組みを推進することである。地域における生活主体としての視座を尊重するとともに、問題解決能力、ワーカビリティ、エンパワメントを重視することが求められる。

第3の機能は、「連携と協働」である。特質で指摘したように、クライエントを援助の中心かつ主体におくという理念を実践に移すためには、地域における複数の機関の連携と協働による課題解決アプローチが重視されることになる。チームアプローチやネットワークによる対応が求められ、そこでは有意義なケースカンファレンスの実施が不可欠になる。

第4の機能は、「個と地域の一体的支援」である。これは、地域を基盤としたソーシャルワークの中核概念である個を地域で支える援助と個を支える地域

表1 地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能

	機能	概要
1	広範なニーズへの対応	社会福祉六法等の従来の枠組みに拘泥しない援助対象の拡大。地域生活上の「生活のしづらさ」という広範なニーズへの対応。先駆的・開発的機能の発揮。
2	本人の解決能力の向上	個人、家族、地域住民等を当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組み。地域における生活主体者としての視座の尊重。問題解決能力、ワーカビリティ、エンパワメントの重視。
3	連携と協働	地域における複数の機関の連携と協働による課題解決アプローチの重視。チームアプローチ及びネットワークによる対応。地域におけるケースカンファレンスの重視。
4	個と地域の一体的支援	個を地域で支える援助と個を支える援助の一体的推進。個への支援と地域力の向上の相乗効果の志向。「一つの事例が地域を変える」という積極的展開。
5	予防的支援	地域住民・組織による早期発見機能と予防的プログラムの重視。状況が安定してからの見守り機能による継続的支援の展開。発見から見守りまでの長期的対応。
6	支援困難事例への対応	深刻化と複雑化の傾向を呈する支援困難事例への適切な対応。専門職による高度なアプローチ。連携と協働のためのケースカンファレンスの活用。適切な社会資源の活用。
7	権利擁護活動	権利侵害事例に対する権利擁護の推進。成年後見制度等の権利擁護のための制度の積極的活用。セーフティネットの拡充と地域における新しいニーズの展開。社会資源の開発と制度の見直しによる継続的支援の展開。発見から見守りまでの長期的対応。
8	ソーシャルアクション	個別支援から当事者の声を代弁したソーシャルアクションへの展開。社会資源の開発と制度の見直し。住民の参画と協働による地域福祉計画等の策定。ソーシャルインクルージョンの推進。

をつくる援助を一体的推進することを目指す。「一つの事例が地域を変える」という積極的展開によって、個への支援と地域力の向上の相乗効果を志向し、さらに地域福祉の推進へと展開する。

第5の機能は、「予防的支援」である。前述した特質の一つであり、現代ソーシャルワークに期待される大きな特徴でもある。地域住民・組織による早期発見機能の遂行と予防的プログラムを重視することが具体的な内容となる。さらに加えて、事例の状況が安定してから見守り機能による継続的支援の展開。そして発見から見守りまでの長期的対応を可能にするものである。

第6の機能は、「支援困難事例への対応」である。当然のことながら、一定のエリアには、深刻化と複雑化の傾向を呈する支援困難事例が少なくない。地域担当のソーシャルワーカーには適切な対応が求められる。ここでは、専門職としての高度なアプローチが不可欠であり、また連携と協働のためのケースカンファレンスを活用し、サービス等の社会資源を適切に選択し、適切なタイミングで活用することが求められる。

第7の機能は、「権利擁護活動」である。今や、権利侵害事例に対する権利擁護の推進もまた地域におけるソーシャルワーク実践においては不可欠とな

っている。その実践においては、成年後見制度等の権利擁護のための制度を積極的に活用することにも、セーフティネットの拡充が求められる。同時に、地域における新しいニーズの掘り起こしや市民を巻き込んだ権利擁護の担い手を養成することも重視される。

第8の機能は、「ソーシャルアクション」である。ソーシャルワークの本来の基本機能であるが、地域における実践においては、個別支援から当事者の声を代弁したソーシャルアクションへと展開していくことが重要な視点となる。その先には、社会資源の開発と制度の見直し、住民の参画と協働による地域福祉計画等の策定、多様な地域住民を巻き込むソーシャルインクルージョンの推進へとつながる。

8. 基礎理論としてのジェネラリスト・ソーシャルワークの基本的視点

図1の三層構造で示したように、ジェネラリスト・ソーシャルワークは、地域を基盤としたソーシャルワークの基礎理論として位置づけられる。ジェネラリスト・ソーシャルワークは、概ね1990年代以降に確立した現代ソーシャルワーク理論の構造と機能の体系である¹⁰⁾。それは、実践領域や対象に共通

(11)

(10)

表2 ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質

特 質	内 容
1 点と面の融合	○システム理論を基礎とした個と地域との一体的な対象把握 ○当事者システムから環境への波及的展開 ○相互作用を促進する媒介機能 ○直接援助と間接援助の一体的アプローチ
2 システム思考とエコシステム	○システム理論に基づく相互作用と相互作用 ○相互作用を活用した専門的介入 ○エコシステムの地理からの対象把握 ○エコシステムとしての「コミュニティ」と「機関」
3 本人主体	○取り組むの主体としてのクライアント本人 ○エンパワメントに向けたストレングスの活用 ○ソーシャルワーク過程へのクライアントの参画 ○クライアント個々の「人間の多様性」の尊重
4 ストレングス・バースペクティブ	○基調としてのポジティブ思考 ○本人と環境に存在するストレングスの活用 ○ストレングスを重視した問題解決過程 ○本人に合致したサポートシステムの形成と活用
5 マルチシステム	○マルチクライアントシステムとしての対象把握 ○家族とグループ等のストレングスの活用 ○マルチパーソン援助システムによる連携と協働 ○マルチシステムによる多様な援助形態

する単なる基礎的または入門的な内容を意味するものではなく、統合化以降のソーシャルワークを構成する知識・技術・価値を一体的かつ体系的に構造化したものである。そして、時代背景のなかで埋没しがちであったソーシャルワークがもつ不変の価値を表に引き張り出し、それを現代の潮流とソーシャルワークの変遷を背景とした新しい枠組みをもって再構成したものである。

かつてのソーシャルワークの主要な3方法であった、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション(コミュニティワーク)が、統合化の過程を経て「ソーシャルワーク」として完全に融合していることは、いうまでもなくジェネラリスト・ソーシャルワークの大きな特質である。個人、グループ、地域という異なる大きさのシステムへの一体的視点の背景には、システム理論に加え、エコロジカル・バースペクティブやエコシステムという1970年代から1980年代にソーシャルワークに影響を与えてきた基礎概念が深く根づいている。重要なことは、それが理論上やイメーজেレベルのことではなく、実践面で融合していることである。大きな

(12)

論的系譜としては、ソーシャルワークの統合化の延長線上に位置するが、統合化以降のソーシャルワーク理論の動向から強い影響を受けて性格づけられてきた。1970年代の「ジェネラリストアプローチ」は、主要な3方法であるケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーションの共通基盤を明らかにして一体化してとらえようとするソーシャルワークの統合化の到達点として位置づけられる。その背景理論として、システム理論が大きな役割を果たしてきたが、1980年代に入ってからのエコロジカル・ソーシャルワーク(ecological social work)の台頭は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの形成に強い影響を与えたことになった。

そうした経緯を背景としながら、その後も理論的成熟をみせた「ジェネラリストアプローチ」は、実践面において具体的な統合の視座をたたえた。個人、小集団、地域をシステムとして一体化する対象把握を基礎として、1970年代以降エコロジカル・バースペクティブ(ecological perspective)やエコシステム(ecosystem)の考え方は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの基礎概念として深く根づいている。

それらを基礎概念として、個人と個人を取り巻く環境といった複数のシステム間との相互作用を促進させる実践的視座がジェネラリスト・ソーシャルワークを特徴づけている。たとえば、ジョンソンらは、「影響作用」(influence)という概念を用いながら、双方のシステムの変化の促進とその波及的展開、そしてその際のワーカーの役割を指摘している。その波及的展開の先に、コアズアードボカシーやソーシャルアクションを明確に位置づけ、個人へのアプローチとそれらとが深く関係していることも特質として指摘できる。

さらにジョンソンらは、シュワルツ(Schwartz, William)の考え方を引きながら、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおける媒介(mediation)の重要性について言及している。媒介機能は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特性と親和性が高い。それは、次の4点から指摘できる。第1には、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、エコシステムの枠組みを基礎に置きながら、ソーシャルワークが取り扱うニーズ(問題)をクライアントとその

環境との不調和から生じるものと見なすことである。そうした認識とワーカーによる媒介機能が、その不調和からくる不均衡にある2つのシステムの間で紹介し、両者の相互作用を促進することになる。第2には、当事者たちがお互いに向き合うシステムに対する双方の主体的な働きかけが重視されることである。このことは、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおけるニーズ充足の主体がクライアント本人にあるということと重なり合うものである。本人たちが主体的にかかわるシステム間の交渉(相互作用)のなかでニーズや問題にアプローチしていくことになる。第3には、媒介によって促進された相互作用は、二者間にとどまらず、「影響作用」としてエコシステム内に波及的に広がる可能性を内包することである。一つの「媒介」は、新たなシステム構造の形成に向けた端緒となる。第4には、システム間の接点に介入する媒介は、分断してとらえられてきた直接援助と間接援助とを橋渡しすることになる。2つのシステムとの相互作用の促進と相互作用への「影響作用」というようにとらえた時点で、直接が間接かという見方は意味をもたなくなる。ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質としての「点と面の融合」は、実践的視座を内包する質的な統合を意味するものである。

2) システム思考とエコシステム

「システム思考とエコシステム」もまた、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質となる。その成り立ちからも明らかのように、ジェネラリスト・ソーシャルワークは、システム理論と生態学の考えから大きな影響を受けている。人と環境とをシステムとして一体的にとらえ、生態学の考え方を採用しながら援助の視点と方法を導き出している。

「介入」(intervention)が援助概念としてソーシャルワークの文脈に登場し始めたのは、1960年前後からである。ジョンソンらが介入について「システムという考え方をもって変化を起こすワーカーの活動である」と¹⁷⁾と指摘しているように、介入の概念とシステム理論とはきわめて親和性が高い。近年では、広域的かつ多様な要素を包含した交互作用(transaction)の概念を重視するエコシステムの考え方が強調されるようになってきている。交互作用とは、2つの

(13)

要素間に生起する複数の相互作用 (interaction) から影響を受けた相互作用と説明できる。二者関係における相互作用は、ソーシャルワークの基本概念として重要であるが、実際にはもっと複雑である。なぜなら、「状況のなかの人」はきわめて複雑な相互作用の集合から構成されるからである。AB間の相互作用は、ABC間の三者関係になった時点で相互作用としてとらえられる。つまり、AB間の関係がBC間の関係に影響を与えることになる。この相互作用の概念は、ソーシャルワークによる専門的介入の可能性の拡大と戦略の幅をもたらしことになった。

ソーシャルワークにおける「変化を引き起こす介入」とは、クライエントの置かれた状況をコントロールすることを意図するものではない。クライエントをめぐる相互作用に介入することで、クライエントの生活や人生の流れに合わせながらシステム間の関係を発展させ、次の変化を引き起こそうとするものである。そこには、クライエント自身がその変化を生み出す過程に深く関与するというソーシャルワークの価値が反映されている。

エコシステムの概念は、そのストレス (問題や障害) が決して一つの要素に起因するのではなく、その上位 (下位) システムとの相互作用関係のなかで発生しているという見方を強調する。個人や家族といった小さなシステムだけでなく、それらの上位システムである組織や地域との相互作用も同時に意識化しておくことが求められる。こうしたシステム間の相互作用関係の認知と把握は、総体としてのエコシステムという視座を提供することになる。

さらに、「エコシステムとしての環境」もジェネラリスト・ソーシャルワークを構成する重要な概念である。均衡状態にあるエコシステムの相互作用には、相互関係と相互依存が存在し、そこでは生態学でいう「相利共生」という状態がもたらされる。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいて、このエコシステムの観点からとらえた環境としての「コミュニティ」と「機関」は重要な意味をもつ。

エコシステムとしての「コミュニティ」は、そうした特性をもつ社会システムである。コミュニティ内に生起する相互作用は、クライエントと上位システムとの相互作用と、クライエントとワー

相互作用に影響を与えている。また、自然発生的援助システムを含めたコミュニティ内の諸資源の開発と発展は、個人の機能強化につながることになる。さらに、人口規模・構成、人種・民族、歴史・文化、自然環境・地形、政治経済のシステム、公共施設といった各要素から「影響作用」のあり方を導き出すのみならず介入や「影響作用」の分析の不可欠である。また、コミュニティにおける「人間の多様性」は、その下位システムとして存在するグループ間の相互作用に大きな影響を与える。主流となるグループとのパワー構造は、下位システムの構成員にもその影響が波及する。

「機関」(agency) もまた、ジェネラリスト・ソーシャルワークの重要な環境の一つである。機関はワーカーのエコシステムの一つであり、ワーカーは原則として機関のもつ機能の範囲内で活動することになる。同時に、機関はコミュニティにおけるサービス提供機関としてエコシステムの一部に位置づけられる。また、援助過程が進行していくと、機関はクライエントのエコシステムの一部ともなる。クライエント、コミュニティ、機関といった要素を相互作用関係にあるエコシステムとして一体的にとらえることによって、援助の幅や視点は格段に広がることになる。

3) 本人主体

「本人主体」の視座、つまりクライエント本人をニーズ充足および問題解決への取り組みの主体としてとらえるというこの特質は、1990年代以降のソーシャルワークに顕著な傾向としてジェネラリスト・ソーシャルワークに具体的に反映されている。この内容は、問題解決の主体をクライエント本人に置くというソーシャルワークが内包する不変の価値への原点回帰ともいえる。これは、ソーシャルワーカーが「専門職」としてクライエントの問題をどのように解決するか」という視点から、「クライエント自身が自分で問題解決できるようにソーシャルワーカーは何をすべきか」という視点を立ち返ろうとする動きである。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、本人主体の援助のあり方が色濃く反映されている。

本人主体の援助において、その出発点であるクラ

イエント本人へのアプローチはきわめて重要となる。そのための概念として、エンパワメント (empowerment) とストレングス (strengths) が強調される。エンパワメントは、もともとは社会的に抑圧された立場や階層にある人たちに向けた支援の概念であったが、現代ソーシャルワークにおいてはきわめて重要な概念となっている。自らの置かれていた状況を自ら打破できるように、本人自身の力や環境との交渉力、さらには政治的な力の獲得を目指す概念である。

そのエンパワメントの源泉となるのが本人の内発的な力であるが、ソーシャルワーク実践においては、その喚起と向上に向けたアプローチが求められることになる。クライエント本人が自分の存在に意味と価値を見出せるように働きかけること、現実を直視する作業を支えること、変化に向けた最初の一歩を支えることといった取り組みがワーカーに求められる。その際、自分のストレングス、つまりできることと自分の強みを本人が認識し、それを活用することによって、自尊心の低下や罪悪感から脱却し、自分の有用感や肯定感の向上をはかることができる。さらに、エンパワメントの獲得に向けた具体的な取り組みにおいては、利用可能な制度やサービス、地域における自然発生的な文脈合いの資源等、本人が主体的に活用できるようにすることも重要なアプローチとなる。

「本人主体」は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの援助過程にも反映される。ソーシャルワークにおける援助過程とは、クライエントとワーカーとの協働の営みであり、ここではクライエントが「参画する過程」という意味合いがきわめて濃くなる。たとえば、アセスメント段階における参画は、その後の過程全体にクライエント主体の流れをもたらす。ここではクライエント自身によって自分や自分を取り巻く環境について明確にすることだけでなく、クライエントの文脈のなかからの認識や考察を深めてアセスメント過程に反映させることも含んでいる。また、プランニングにおいてもクライエントの参加が重視される。ジョンソンらとは、クライエントがプランニング過程に十分に関与していない場合には、失敗する可能性が高くなると指摘し、その理由として、「クライエントをエンパワメントする機

会や問題解決技術を向上する機会を取り上げることになり、また自己決定の権利を侵害することになるからである」¹⁸⁾と発言している。

さらに、「人間の多様性」(human diversity) という視座は、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質の一つでもあり、「本人主体」とも深く関係している。「人間の多様性」の背景は、多様な文化から構成されるアメリカ社会のもつ特性に起因するところが大きい。単なる文化的背景を視野に入れた個別化の重要性だけでなく、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいてはそこに重要な視点を包含する。文化の特質が人間の発達と機能に与える影響への理解と、社会のなかで優勢な位置にある文化に依拠してつくられた社会制度が異なる文化集団に対してニートを生み出すことへの理解である。クライエント本人の主体的側面が強調されるジェネラリスト・ソーシャルワークにおいて、対象となる多様なクライエントと社会 (制度) との関係の視野に入れ「人間の多様性」がもつ意味合いは、クライエントを取り組みの主体と位置づけるための重要な視座となる。

4) ストレングス・パースペクティブ

「ストレングス・パースペクティブ (ストレングス視点) (strengths perspective) は、個人、グループ、家族、コミュニティには「できること」と「強み」は活用できる多くの資源があるという考え方を基本としている。これは、現代ソーシャルワークを象徴する視点であり、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質の一つである。

ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、肯定的もしくは前向きという意味でのポジティブ思考とその実践が強調されるようになっている。ジョンソンらも近年の改訂で大きくその筆致を変えている。たとえば、6版から7版への改訂に際して、「問題」(problem) を「ニーズ」(need/needs) に置き換え、また「問題解決過程」(problem-solving process) から「成長と変化を促進するプロセス」(process of facilitating growth and change) へと前向きな表現に変えている¹⁹⁾。

そうした潮流にあって、個人だけでなく地域を含

めた環境のストレンダスの強調にも顕著にみられる動向である。特に、すべての個人、グループ、家族、地域にはストレンダスがあることを強調するサリーブ（Saleebey, D.）らによるストレンダス・パースペクティブは、ジェネラリスト・ソーシャルワークの特質の形成に影響を与えている²⁰⁾。マインス面の補正や矯正ではなく、環境や社会資源も含めたプラス面への着目と活用もまた、ジェネラリスト・ソーシャルワークを特質づけけるものとなっている。

このストレンダス・パースペクティブは、問題解決過程と組み合わされることで、さらにその特質が具体化される。「問題解決過程」は、ソーシャルワークのみならず、経済活動や日常生活上においても課題や問題を解決・軽減するために活用されている。つまり「科学的な方法」として、必要な情報を集め、問題を分析し、目標を定めて解決・改善策を計画し、そして実行し、評価するという様式である。当然、ソーシャルワークも一つの問題解決学である限り、特定の課題について分析して計画を立て評価するという科学的な方法としての問題解決過程に強く依拠してきた。

ストレンダス・パースペクティブは、そうした問題解決過程のとらえ方に対して、ソーシャルワークの価値に基づいた援助過程に一つの根拠を与えることになった。ジョンソンらは、「この視座は、クライアントのストレンダスに基づく問題解決に焦点を当てたプロセスのなかにクライアントを巻き込むことによって、伝統的な問題解決過程に再び焦点を当てることができる」²¹⁾と指摘している。強みや強さ、できること、長所に焦点を当ててストレンダス・パースペクティブは、短所や限界を探索し、問題や課題を抱えるクライアントに責任を押し付けるというメカニズムを回避し、人と環境の肯定的な面を発見するほうへ導くものである。同時に、そのことが、クライアントの援助過程への主体的な参画を容易にし、またコミュニケーションの活用と協働の視点をもちたことになる。

ジェネラリスト・ソーシャルワークの実践において、重層的なサポートシステムの形成は、その実践を効果的に展開するために不可欠である。その構成要素には、制度に基づいた専門職によるフォーマルな直接的援助、地域住民や専門職による組織的な

相互支援活動、近隣や親族等による自然発生的援助システム、当事者活動としてのセルフヘルプグループ等が含まれる。ジェネラリスト・ソーシャルワークの視座からは、エコシステム思考に立脚し、とりわけ地域を基盤としたサポートシステムの形成が強調されることになる。クライアント本人が環境を受けられる対象ではなく、クライアント本人が環境や働きかけ、交渉し、交互作用の促進によって変化や変革をうながすための地域環境の条件整備が現代ソーシャルワークの重要な側面となる。その際、「人間の多様性」が強調されるジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、それぞれの文化特性や地域特性を反映させたシステムづくりが求められる。とりわけ、「援助されること」への文化的差異や自然発生的援助システムのあり方などに対する特性を反映する形でサポートシステムの形成がなされなければならない。このことは、地域自体のストレンダスの向上につながることになる。

5) マルチシステム

「マルチシステム」もまた重要な特質である。ここでいう「マルチシステム」とは、援助の対象を「マルチパーソンクライアントシステム」(multiperson client system)、つまり複数の人で構成されるシステムとしてとらえ、また援助する側も「マルチパーソン援助システム」(multiperson helping system)としてとらえるということである。このことにより、アプローチの対象や方法が広がることになる。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、ひとりのクライアントとの一対一の対応だけでなく、家族、グループ、施設、組織、地域など複数の人で構成される「マルチパーソンクライアントシステム」における相互作用を促進することが不可欠となる。

家族には、これまでもソーシャルワークの実践において高い関心が向けられてきた。家族システムがもつ複雑な交互作用関係は、成長と変化の土壌として、また日常生活の場として人に大きな影響を与えているからである。それだけに家族関係の不全是、あらゆるニーズを生み出す温床となる可能性もつ。また、育児や介護など家族単位で支え合う機能を社会の側から要請されることも多い。エコシステ

ムとしての家族の位置は、最小の単位である個人や夫婦と社会システムとをつなぐ媒体であるともいえる。家族は、社会システムの一つであるがゆえに、その役割を果たす機能をもつことは重要な指標となる。つまり、職業、親業、育児、介護等によって成長とケアのシステムとして社会的に機能できるかという点である。また、家族の成長と変化（子どもの誕生や成長、家族の別居や死等）にもなつて柔軟に家族の機能を変化させることができるかという点にストレンダスの評価と関係する。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、こうした家族の機能や問題解決の方法もそれぞれ違いがあることを理解し、ワーカとの相互作用のあり方や機関へのアプローチの方法も異なることも認識しておく必要がある。これらは同時に、社会制度や文化・伝統といったエコシステムから影響を受けている。

一方、グループ（小集団）も重要な「マルチパーソンクライアントシステム」の一つである。従来、「グループワーク」という体系のもとで蓄積されてきた知識と技術は、ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいてはさらに活用の幅と可能性を広げ、きわめて重要な方法として位置づけられるようになっていく。それはエコシステムおよびストレンダス・パースペクティブによるグループの意味づけによるものである。

ストレンダス・パースペクティブは、クライアントの環境における資源を掘り起こすことを重視している。それらの資源は、実際には家族や地域に存在する公衆のグループであることが多い。ソーシャルワーカーは、そうした資源としてのグループを活用するだけでなく、新たに創造する役割も果たさなければならない。また、エコシステムの視点は、システムと上位システムとの接点への介入による相互作用の進展を示唆する。その際の上位システムとは、通常、グループや組織として存在するものである。ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいて取り扱う「グループ」とは、クライアントの日常生活に密着し、そこでの交互作用に直接的に作用する開放的なシステムといえる。

さらに、マルチシステムにおいては、「自然発生的援助システム」(natural helping systems) の存在が強調される。これは、家族、親族、近隣住民、友

人、同僚等から構成されるクライアントのエコシステムを形成するメンバーである。当然ながら、専門的な知識や技術はもたないが、クライアントにとっては自分の生活に直接的に影響を与える重要な存在である。クライアントとの最初のコンタクトは自然発生的援助システムであり、ニーズの有無にかかわらずクライアントは基本的にはそのシステムの中に在り続けることになる。また、ストレンダスの概念においてもコミュニティにおけるきわめて重要な資源として位置づけられる。

家族やグループを含めた「マルチパーソンクライアントシステム」へのアプローチにおいても、それらをワーカがコントロールすることが目的ではない。相互作用を促進することで、ニーズの充足や問題の解決などの取り組みと、双方にとっての有益なシステムづくりに向けて当事者たちの取り組みを支えていくように方向づけられなければならない。

ジェネラリスト・ソーシャルワークにおいては、援助するワーカ側のシステムのあり方にも特質がある。「マルチパーソン援助システム」とは、複数のソーシャルワーカー、多職種・多機関の専門職、準専門職、ボランティア等が連携・協働しながら援助システムとして機能するということである。

高度化された現代社会における社会生活上のニーズは、ますます深刻化の度合いを増している。困難事例では、ひとりのワーカや一つの専門機関では対応できる範囲を越えていることも少なくない。さらに、ソーシャルワーカーが対応すべきシステムも個人からコミュニティまで広範にわたって、地ニーズの深刻化と対象システムの拡大に加えて、地域における「援助の担い手」も専門職ばかりでなく、準専門職やボランティアたちもそれぞれ重要な役割を果たし、今や不可欠な存在になっている。

こうした要因を背景としながら、エコシステムおよびストレンダス・パースペクティブによって、「マルチパーソン援助システム」の考え方がジェネラリスト・ソーシャルワークにおいて重要な意味をもつようになっている。この形態や方法は多様である。従来から実践されてきたスーパージョン、コンサルテーション、協働、送致、ケースカンファレンスなども「マルチパーソン援助システム」の形態といえる。これらに関与するメンバーは、専門職ばかり

でなく、準専門職やボランティア等にも広がり、また当事者の参画の観点も強調されるようになっていく。

9. おわりに

本稿では、地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能について、動向および背景、定義づけの試み、2つの理念、4つの特質、「総合」の意味、8つの機能の各観点から論じ、その全体像と本質を明確にできた。

そもそも「地域を基盤としないソーシャルワーク」は存在しないはずである。すべてのクライアントは地域で生活を含んでいる。このことは、「地域を基盤としたソーシャルワーク」とは、決して新しいソーシャルワーク理論ということではなく、理論上では従来から明確にされ、また重視されながらも、実践上では十分に遂行されてこなかったソーシャルワークの本質的な実践に再度光を当てたものと表現できよう。「個と地域の一体的支援」とは、個人と環境の交互作用に働きかけというソーシャルワークの基本的アプローチに他ならない。

地域を基盤としたソーシャルワークのより精緻な理論体系的構築に向けては、「個を地域で支える援助」と個を支える地域をつくる援助の一体的推進に求められる知識と技術を示すこと、さらにそこから地域福祉の進展に向けたプロセスを明確に描写することが求められる。

ソーシャルワーク理論を実践に移すためには、理論的成熟に加えて、その担い手であるソーシャルワーカーの養成システムの確立。そして地域を基盤としたソーシャルワークの担い手たちが専門性を発揮できる場（フィールド）が不可欠である。

今、その環境が整い始めている。ソーシャルワークが地域に根づく機会としなければならない。

【注】

- 1) 長寿社会開発センター「地域包括支援センター業務マニュアル（平成22年3月発行版）」2009年。
- 2) 岩間伸之「地域を基盤とした包括的支援への助走（2006年社会福祉の回顧と展望：原田論・方法論部門）」『社会福祉研究』第98号、鉄道弘済会、2007年、pp.93-97。
- 3) 岩間伸之「（巻頭言）総合的かつ包括的な相談援助」の

- 4) 「コミュニティソーシャルワーカー」という呼称や「コミュニティソーシャルワーク」の概念については、その定義及び地域を基盤としたソーシャルワークとの関係について、必ずしも明確にはなっていない。大橋謙策は、「コミュニティソーシャルワークとは、地域において個別支援と地域組織化を統合化させる実践である」とし、その内容について「地域自立生活上サービスを提供としていく人に対し、ケアマネジメントによる具体的援助を提供し、その人に必要なソーシャルサポートネットワークづくりを行い、かつその人が抱える生活問題が同じように起きないよう福祉コミュニティづくりとを統合的に展開する、地域を基盤としたソーシャルワークの機能」と必要と性」『地域福祉研究』第33巻、日本生命衛生会、2005年、p.12と説明している。本稿においては、「コミュニティソーシャルワーク」と「地域を基盤としたソーシャルワーク」は、少なくとも個別支援と地域支援を並行して一体的に取り組むという点において、同様の意味合いで用いている。
- 5) たとえば、大阪府は2004年度から5年間におわたって「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業」として、府内の市町村（指定都市、中核市を除く）の中学校区単位の「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を進めた。
- 6) 全国社会福祉協議会「『地域総合相談・生活支援システム』の構築に向けて一市区町村社会福祉協議会への提案一」2005年。
- 7) 市町村社会福祉協議会によるコミュニティソーシャルワーカーの実践について紹介された文献としては、たとえば次の書籍がある。
上野谷加代子・杉崎千洋・松崎克文編著『松江市の地域福祉計画一住民の主体形成との展開』ミネルヴァ書房、2006年。
原田正樹監修、伊賀市社会福祉協議会編集『社協の底力一地域福祉実践を拓く社協の挑戦』中央法規出版、2008年。
牧里治監修、豊中市社会福祉協議会編『社協の醍醐味一住民と行政とともに創る福祉のまち』全国コミュニティライフサポートセンター、2010年。
- 8) 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会（平成21年度老人保健健康増進等事業による研究報告書）」2011年。
- 9) 厚生労働省「地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉一（これからの地域福祉のあり方に関する研究報告書）」2008年。
- 10) 社会保険の在り方に関する懇談会「今後の社会保険の在り方について（社会保険の在り方に関する懇談会最終報告）」2006年。
- 11) 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告書〜今後の検討のための論点整理〜（平成20年度老人保健健康増進等事業による「在宅医療と介護の連携、認知症高齢者ケア等地域ケアの在り方等研究事業）」2009年。
- 12) たとえば、2009（平成21）年10月25日の衆議院本会

(18)

議における鳩山由紀夫首相の所信表明演説においては、「新しい公共」について、「人を支えるという役割を、『官』と言われる人たちが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかわっておられる方々一人ひとりに参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です」と発言している。

13) 「参画型社会福祉」の概念および動向については、次の文献を参照された。

岩間伸之「社会的に支え合うことの意味と『参画型社会福祉』の創造（2008年社会福祉の回顧と展望：原田論・方法論部門）」『社会福祉研究』第104号、鉄道弘済会、2009年、pp.107-111。

岩間伸之「参画型社会福祉の構想」大阪立大学大学院白澤政利教授退職記念基礎部委員会編『新しい社会福祉学の構想』中央法規出版、2011年、pp.59-67。

14) 市民後見人については次の文献に詳しい。

岩間伸之「権利擁護の担い手としての『市民後見人』の可能性一行政と市民との新しいコラボレーション一」『月刊福祉』第92巻第2号、全国社会福祉協議会、2009年、pp.46-49。

岩間伸之「市民後見人の理念とこれからの課題一成熟し

た市民社会への道程一」『月刊福祉』第93巻第10号、全国社会福祉協議会、2010年、36-39頁。

15) この定義をめぐる背景を含め、ソーシャルワークにおける「ネットワーク」については、次の報告書に詳しい。

『地域包括支援センターにおける連携・ネットワークの構築に関する研究研修事業 報告書』日本社会福祉士会、2010年、p.23。

16) ジェネラリスト・ソーシャルワークの体系的理解のためには次の文献を参照された。

L.C. ジョンソン、S.J. ヤング著／山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房、2004年。

岩間伸之「講座」ジェネラリスト・ソーシャルワーク『No.1-4』、相川書房、2005-06年。

17) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』前掲書、p.109。

18) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』前掲書、p.395。

19) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』前掲書、pp.85-105。

20) Saleebey, Dennis ed., *The Strengths Perspective in Social Work Practice* (5th ed.), Allyn and Bacon, 2008。

21) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』上掲書、p.87。

(19)